

第4節 広域応援等の要請・受入れ計画

| 活 動 の ポ イ ン ト | 関 係 機 関 |
|--|----------------------|
| 1 応援要請先 (1) 近隣市町村、(2) 府、(3) 指定地方行政機関 2 連絡窓口 ⇨ 本部事務局(総務部) 3 受入体制の確立 ⇨ (1) 作業内容、(2) 作業場所、(3) 宿泊場所等 4 応援部隊活動拠点 ⇨ 和泉市コミュニティセンター、人権文化センター、和泉シティプラザ、消防本部 | 総務課 消防本部 自治広報課 |

第1 計画の方針

地震発災に際して、本市のみでは対応が不十分な場合には、災害対策基本法等の関係法令や相互応援協定に基づき、近隣市町村、府等に対して応援及び職員の派遣を要請し、応急対策又は災害復旧の万全を期するものとする。

第2 実施責任者

府、近隣市町村等への応援要請は、市長が行う。

第3 応援要請

地震発災時の応援については、応急措置を実施するために、労働力の提供を短期間身分の移動を伴わずに、応援隊を要請するものである。なお、応援に要した費用(交通費、諸手当、食料費、資機材等の費用及び輸送費)等については、本市が負担し、応援隊は本市の指揮の下に入る。

1 知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条に基づき、知事に対して文書により応援要請を行う。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により行い、後に文書を速やかに提出する。

2 他市町村に対する応援要請

災害対策基本法第67条に基づき他市町村長に対して文書により応援要請を行う。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により行い、後に文書を速やかに提出する。

3 応援要請基準

本市の地域に係る災害が発生した場合において、次の場合に応援の要請を行う。

- (1) 応急措置を実施するため必要があると認めるとき。
- (2) 自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合

4 応援にあたっての要請事項

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容
- (6) その他必要事項

第4 職員の派遣要請

災害発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、本市の職員のみでは対応できない場合は、府、他

市町村、指定地方行政機関等に対し、職員の長期的な派遣を要請することができる。

1 府、他市町村又は指定地方行政機関に対する派遣要請

災害対策基本法第29条又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定により職員の派遣を要請することができる。

これは、派遣を要請する職員の技術・知識・経験等を長期的に、災害応急対策、災害復旧対策に関し必要な事項について、派遣先の身分に併任されて、派遣先の事務を行うものである。なお、その場合の手続きは、次の事項を記載し文書で行う。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2 職員の派遣のあっせんの要請

市長は、災害対策基本法第30条に基づき、災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

なお、その場合の手続きは、次の事項を記載した文書で行う。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

3 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、第92条、災害対策基本法施行令第17条、第18条、第19条に定めるところによるものとする。

第5 緊急消防援助隊の派遣要請

市の消防力をもってしても対処できないと認めるときは、知事に緊急消防援助隊の派遣を要請する。

第6 応援受入体制の確保

1 連絡窓口の明確化

市長は、府及び他市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を総務部に定めるものとする。

2 受入体制の確立

市長は、府及び他市町村等からの応援を速やかに受け入れ、また、動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所その他作業に必要な受入体制を確立しておくものとする。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、和泉警察署等と連携し、地域防災拠点、被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

(2) 連絡所等の設置

連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

第7 災害相互応援協定

本市は、大阪府下広域消防相互応援協定、大阪府南ブロック消防相互応援協定をはじめ、広域的な災害相互応援を協定している。

| | |
|-----|---|
| 資料編 | 相互応援協定等一覧 避難場所の利用に関する協定 災害時における避難所の利用について（高石市回答） 全国伝統地名（旧国名）市町村連絡会議加盟市町災害時相互支援に関する協定書 災害時における和泉市と和泉市内郵便局との相互協力に関する協定 災害時相互応援協定 |
|-----|---|